

③ 事業者間の適正な情報伝達

1. 「検討会取りまとめ」等における方向性

- 器具及び容器包装の製造事業者から販売事業者等に対し、必要な情報を提供する仕組みとするべき
- 器具及び容器包装の原材料の製造事業者が、器具及び容器包装の製造事業者の求めに応じ、適切な情報を提供する仕組みとするべき
その際、企業秘密にも配慮しつつ、事業者間での取り決めや、第三者機関による証明等の既存の枠組みの活用を促していくことが重要

2. 本検討会における当面の検討事項

- 器具及び容器包装の製造事業者について、その製造する器具及び容器包装がポジティブリストを含む規格基準に適合することを、販売先事業者が確認するために必要な情報提供を義務づけることについて
- 原材料の製造事業者については、製造事業者からの求めに応じて必要な情報を提供することを努力義務とすることについて

3. 本検討会において引き続き検討する事項

- 情報の具体的伝達方法の検討
(例：自己宣言、国が規定する様式の必要性、書面以外の方法等)
- 産業界が運用する確認証明制度の仕組みとその有効性の検証
- EUにおける適合宣言との比較検討
- 適合性を確認するために伝達する必要がある情報の明確化
- 原材料の製造事業者から器具・容器包装製造事業者への情報伝達方法の検討

「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」取りまとめ（抜粋）
（事業者間の適正な情報伝達）

IV 制度のあり方

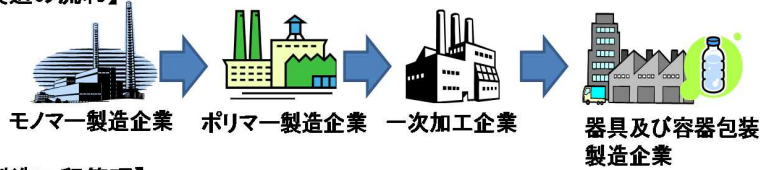
2 具体的な制度の仕組みについて

(3) 事業者間の情報伝達の具体的な仕組みについて

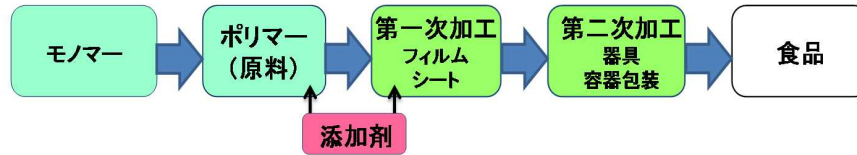
- 器具及び容器包装の製造事業者が原材料の調達・使用に際し、ポジティブリストに適合した原材料であることを確認することについて、製造管理の一環として位置付けるべきである。
- 器具及び容器包装の製造事業者がポジティブリストに適合した製品を製造するために必要となる情報について、原材料の製造事業者が、器具及び容器包装の製造事業者の求めに応じ、適切な情報を提供する仕組みとするべきである。
その際、企業秘密にも配慮しつつ、事業者間での取り決めや、第三者機関による証明等の既存の枠組みの活用を促していくことが重要である。
- また、器具及び容器包装の販売事業者又はそれらを使用して食品を製造する事業者が、製品がポジティブリストに適合していることを確認できるよう、器具及び容器包装の製造事業者から販売事業者等に対し、必要な情報を提供する仕組みとするべきである。
具体的には、EUの適合宣言の仕組みや我が国の業界団体の証明制度等を参考に、器具及び容器包装の製造事業者が販売事業者等に対し、自らの製品の適合性を証明し、必要な情報を提供する仕組みとするべきである。
また、そうした仕組みを円滑に運用することが可能となるよう、第三者機関の証明等の活用を支援する方策を検討するべきである。

器具・容器包装の製造の流れと情報伝達

【製造の流れ】



【製造工程管理】



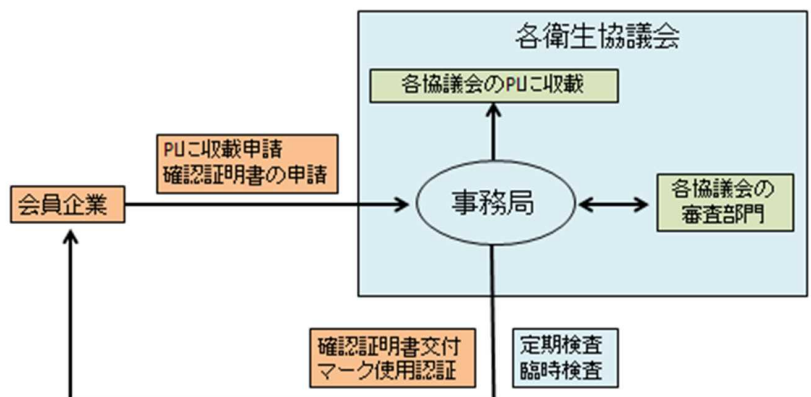
- ・ 原材料の製造事業者と、器具・容器包装事業者が異なる場合が一般的。
- ・ 器具・容器包装の製造事業者は中小企業が多い。



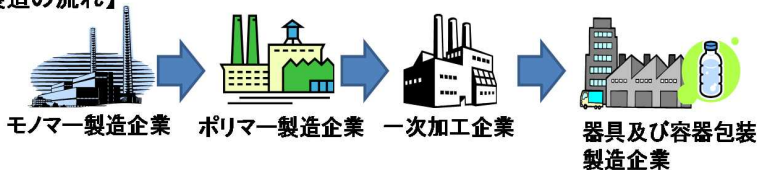
- ・ 器具・容器包装の製造事業者が、原材料の適合性を確認するためには、企業秘密にも配慮しつつ、各事業者において使用した原材料や化学物質の情報(名称、配合量・溶出量、使用条件等)が事業者間で適切に伝達される必要がある。
- ・ 同様に、ユーザーである食品事業者に対しても、器具・容器包装の適合性や使用条件をあらかじめ把握するなど資材として管理し、適切に食品を製造するために必要な情報が提供される仕組みが必要。

三衛協の自主基準（確認証明制度）

- ・ 原材料から最終製品までの取扱い段階毎に、三衛協が会員からの申請に基づき、自主基準に適合していることを確認したときに確認証明書を交付する制度。



【製造の流れ】



【製造工程管理】



※ 確認証明制度を活用することにより、使用した物質に関して自主基準に適合していることを企業間で情報伝達。

EUにおける適合宣言書の記載内容

No.	(EU) No 10/2011 で適合宣言書に記載すべきとされている情報の内容
(1)	適合宣言を発行した事業者の名称と所在地
(2)	プラスチック材料及び製品またはその製造の中間段階での生産品またはプラスチック材料及び製品の製造に意図される化学物質を製造または輸入する事業者の名称と所在地
(3)	<u>材料、製品、製造の中間段階での生産品、またはそれらの材料及び製品の製造に意図される物質の名称</u>
(4)	宣言日
(5)	プラスチック材料、製品、製造の中間段階での生産品、またはそれらの材料及び製品の製造に意図される物質が、本規則及び (EC) No 1935/2004に示された関連の要求項目に合致していることの確認
(6)	<u>下流の事業者が規制適合を確認するため、本規則の付属書 I 及び II に記載された規制及び制限が適用される物質またはその分解生成物についての十分な情報</u>
(7)	食品における規制が義務付けられている物質についての十分な情報（これらの材料または製品の使用者が関連規制に合致している、または関連規則がない場合は国内法に合致していることを確認できるような、特定移行量に関する実験データまたは理論的計算値、必要に応じて欧州指令2008/60/EC、95/45/EC及び2008/84/ECに準拠した純度の規格から得られる情報）
(8)	<u>材料または製品の使用に係る制限</u> （例：接触して使用される食品分類、食品と接触し取り扱われ保存される時間及び温度、材料または製品の適合性の確定に用いられる食品接触面積／容量比）
(9)	機能性バリアが多層膜の材料または製品に使用される時は、材料または製品が、本規則の第13条 (2)、(3) 及び (4)、または第14条 (2) 及び (3) の要求事項に適合していることの確認。

食品用器具・容器包装の安全性の確保策の全体イメージ

